

改正

平成18年12月12日条例第34号

平成19年12月10日条例第15号

令和元年12月9日条例第20号

越生町インフォメーションセンター設置条例

(目的及び設置)

第1条 越生町の魅力を広く来訪者にアピールするとともに、集会の場を提供し、かつ、観光業務サービス、地場産業の振興、特産品の展示、即売等、観光案内総合施設として、越生町インフォメーションセンター（以下「センター」という。）を越生町大字越生790番地に設置する。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 観光総合案内及び地場産業の振興、特産品の展示・即売等
- (2) その他センター設置の目的達成に必要と認められること。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。

1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで

- 2 町長は、前項に規定する休館日のほか、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、前項に定めた休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(使用時間)

第4条 センターの施設を使用することができる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、町長は、事情によりこれを変更することができる。

(使用の許可)

第5条 センターの施設等を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可にかかる事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の許可は、当該許可にかかる使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- (1) センターの管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

(3) その他センターの施設の目的に反すると認められるとき。

3 町長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る使用について条件を付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第6条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、または転貸してはならない。

(造作等の制限)

第7条 使用者は、使用のためセンターの施設等に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、町長の承認を受けなければならない。

(遵守事項及び町長の指示)

第8条 町長は、センターの使用の遵守事項を定め、及びセンターの管理上必要があるときは、その使用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(使用の条件の変更、停止及び許可の取り消し)

第9条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上必要があるときは、当該許可にかかる使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第5条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。

(2) 第6条の規定に違反したとき。

(3) 使用料を納めなかったとき。

(4) 不正な手段によって使用の許可を受けたとき。

2 町は、使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(現状の回復)

第10条 使用者は、センターの施設等の使用を終わったときは、速やかに現状に復さなければならない。前条第1項の規定により、使用の停止又は許可の取り消しの処分を受けたときも同様とする。

(損害賠償)

第11条 センターの使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その使用中にセンターの施設若しくは設備を損傷し、又はセンターの物品を亡失し、若しくは損傷したときはこれを修理し、又は損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第12条 使用者は、別表1に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 町長は、別に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の使用料は前納とする。ただし、特別の事由があると町長が認めたときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第14条 町長は、使用者が既納した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) センターの管理上特に必要があるため、町長が使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責めに帰することができない理由によりセンターの施設等を使用できないとき。

(手数料)

第15条 センターに農産物等を納入するものは、別表2に定めるところにより手数料を納付しなければならない。

2 町長は、別に定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 町長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下本則中「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 第2条各号に掲げる業務

(2) センターの施設（設備及び物品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第3条から第5条まで及び第7条から第9条までの規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「町」とあるのは「町又は指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手續)

第17条 指定管理者の指定は、規則で定めることにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 町長は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められる

ものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 町民の平等なセンターの利用を確保することができること。
- (2) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うことができること。
- (3) センターの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- (4) 指定管理業務を安定して行う能力を有していること。
- (5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

3 町長は、前2項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合においては、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）の実績等を考慮して現指定管理者が当該センターの設置の目的を最も効果的に達成すること及び施設の適正な運営と管理ができると認められるときは、現指定管理者を引き続き指定管理者として指定することができる。

（指定管理者の公表等）

第18条 町長は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示するものとする。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を町長に届け出なければならない。

3 町長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

（管理の基準等）

第19条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うこと。
- (2) センターの施設の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 町長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協議を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 指定管理業務の実施に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理の適正を期するため必要な事項

（指定の取り消し等）

第20条 町長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消

し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又はその経理に関する町長の指示に従わないとき。
- (2) 第17条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなると認めるとき。
- (3) 前条第1項に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 前条第2項に掲げる協定を締結しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 町は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

3 第18条第1項の規定は、指定管理者の指定の取り消し、又は指定管理業務の停止について準用する。

(指定管理者による施設の現状変更等)

第21条 指定管理者は、センターの施設の改修、増設又は現状変更を行おうとするときは、あらかじめ町長の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金)

第22条 町長は、法第244条の2第8項の規定により、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表3に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について町長の承認を受けなければならない。利用料金の額を変更するときにおいても、同様とする。

3 第1項の場合における第12条から第15条までの規定の適用については、これらの規定中「使用料」及び「手数料」とあるのは「利用料金」と、「別表1」及び「別表2」とあるのは「別表3」と、「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第12条及び第13条の改正規定は、平成19年6月1日以後の使用分から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、既にインフォメーションセンターの使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成19年条例第15号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月9日条例第20号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1（第12条関係）

使用料

会議室	1時間につき	200円（使用者が越生町以外に居住している場合は400円）
-----	--------	-------------------------------

別表 2（第15条第1項関係）

手数料

町内の農家	販売金額の15%
業者	販売金額の20%

別表 3（第22条第2項関係）

指定管理者が定める利用料金の範囲

会議室	1時間につき	200円以内（使用者が越生町以外に居住している場合は400円以内）
町内の農家	販売金額の15%以内	
業者	販売金額の20%以内	